

用語の解説

- ※1 三重県消費生活対策審議会
県民の消費生活の安定及び向上に関する事項を調査審議するため、三重県消費生活条例第39条の規定に基づき昭和50年に設置された審議会。
- ※2 三重県消費者教育推進地域協議会
消費者の教育の推進に関する法律第20条に規定する地域協議会で、三重県消費生活対策審議会の部会として平成26年2月に設置された協議会。
(教育研究部会)
- ※3 消費者市民
消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会。消費者一人一人が周囲の人や将来生まれる人々の状況、社会経済情勢に思いをはせて生活し社会の発展と改善に積極的に取り組む社会。
- ※4 マルチ商法
販売組織の加盟者が消費者を組織に加入させ、さらにその消費者が別の消費者を組織に加入させることを次々に行うことにより組織をピラミッド式に拡大していく商法。
- ※5 ネガティブオプション
契約を結んでいないのに商品を勝手に送ってきて、返品又は購入しない旨の意思を示さない限り、購入したものとしてその商品の代金を請求してくる商法。
- ※6 デジタルコンテンツ
デジタルデータで表現された文章、音楽、画像、映像、データベース、またはそれらを組み合わせた情報の集合のこと。
- ※7 三重県食の安全・安心確保基本方針
三重県食の安全・安心の確保に関する条例に基づき、「県民の健康の保護」、「地産地消等の推進を通じた食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築」、「安全で安心できる食品の供給及び消費の拡大」に寄与することを目的として定められた方針。
- ※8 三重県食品監視指導計画
食の安全・安心を確保するため、食品衛生法第24条の規定による「食品衛生監視指導計画」に、JAS法に基づく食品表示の監視指導等を加えた計画。
- ※9 ISO22000
HACCPシステムにISO9001の品質マネジメントシステムを組み込んだ食品安全を目的としたISOマネジメント規格。人が摂取する段階の食品安全を確保するため、農場から食卓までの食品に関連する

あらゆる組織が、食品安全上の危害要因を管理していくために必要な内容を規定したものの。

※10 HACCP

ハサップと読まれることが多く、危害分析重要管理点方式のこと。従来の抜き取り方式と異なり、原料が加工され製品になるまでのあらゆる工程で起こりうる危険性をリストアップし、重要管理点によって処理方法を明確にしたもので、工程ごとの安全性をチェックし、記録に残す管理方式。

※11 GAP

農業生産工程管理 (Good Agricultural Practice)。農産物の安全確保や品質向上、環境保全等のために、生産者が自ら、「計画をたて点検項目を作成する」「点検項目に従い農業生産活動を行い記録する」「点検・評価し改善点を見出す」「次回の作付に活用する」を行うことにより、一連の生産工程を管理するプロセスチェック手法。

※12 トレーサビリティ・システム

食品の安全を確保するために、栽培・飼育から加工、製造、流通などの過程を明確にし、品質追跡・遡及ができるシステム。

※13 東海地域悪質事業者対策会議

平成17年度から東海地域（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県）で連携して「特定商取引法」に基づく、悪質事業者の情報共有や合同指導などを行う会議。

※14 東海4件広告表示等適正化推進会議

平成24年度から東海地域で（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県）で「不当景品類及び不当表示防止法」について事例研究、情報共有や調査・指導に関する検討を行う会議。

※15 三重県食品表示監視協議会

不適切な食品表示に関する監視を強化するため、食品表示を担当する行政機関等との間で、食品表示に関する情報共有や意見交換を行うことにより、連携の強化をはかるとともに、不適切食品表示を行っている事業者に対する処分等の必要な対応を迅速かつ円滑に実施することを目的に設置。事務局：農林水産省東海農政局津地域センター。

※16 イメージマップ

消費者教育推進法を体系的・効果的に進めるため、年代別の目的を一覧表にしたもの。（24頁）

※17 e-ラーニング

PCや携帯端末など情報機器を使用して行う学習のこと。

- ※18 フェアトレード
発展途上国の生産品を、現地生産者の生活支援や環境保護なども配慮した価格で購入する運動。
- ※19 地域包括支援センター
介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。
- ※20 ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）
インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。
- ※21 CSR
企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆる利害関係者からの要求に対して適切な意思決定をすること。
- ※22 ESD
持続可能な開発を実現するために発想し、行動できる人材を育成する教育。
- ※23 PDCAサイクル
事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
- ※24 ALT
ALT（外国語指導助手）とは、Assistant Language Teacherの略で、外国語を母国語とする外国語指導助手。
- ※25 三重県金融広報委員会
金融広報中央委員会、東海財務局、日本銀行、三重県、県内市町、民間団体が協力して県民に対し、中立公正な立場から金融に関する広報または消費者教育活動を実施する団体。事務局：三重県消費生活センター内
- ※26 みえ・くらしのネットワーク
平成22年2月、県民が安全な消費生活を安心して送ることができるよう、消費者団体、事業者団体、行政等が連携して啓発活動を行うことを目的に創設。
- ※27 三重県消費生活相談員人材バンク
三重県消費生活相談員養成研修修了者のうち、人材バンクへの登録を希望する者を、消費生活センター及び消費生活相談窓口消費生活相談員の配置を希望する市町に対して、人材情報を提供することにより、県内市町における消費生活相談員の確保を支援する制度。

- ※28 多重債務者相談連携システム
平成20年4月に創設。県、市町、市町社会福祉協議会、東海財務局津財務事務所において、多重債務者を専門機関である弁護士や司法書士に紹介・誘導するシステム。
- ※29 消費者事故（重大事故）
事業者が供給する商品、提供する施設・役務等が通常有すべき安全性を欠くことにより、その使用等に伴い生命・身体に被害が生じた事故（死亡、負傷・疾病1日以上、一酸化炭素中毒）で、特に、生命・身体の被害が大きいもの（死亡、負傷・疾病30日以上、一酸化炭素中毒）を言う。
- ※30 不当商取引指導専門員
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員で、不当商取引情報の収集、調査の実施や指導等を行う。
- ※31 消費者啓発地域リーダー
平成19年度から高齢者被害防止のため、市町推薦による民生委員、社会福祉協議会職員、消費者団体等を対象に「消費者啓発地域リーダー」の養成講座を実施し、修了生を登録。地域で自主的に講座、啓発活動を行うなど、地域での高齢者見守りのために活動を行っている。
- ※32 成年後見制度
判断能力（事理弁識能力）の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度
- ※33 三重県消費者苦情処理委員会
消費者苦情に関するあつせん、調停等を行うため三重県消費生活条例第36条の規定に基づき昭和50年に設置された委員会。
- ※34 消費者ホットライン
消費者がトラブルに見舞われた際に、相談窓口の存在に気づかなかつたり、相談窓口を知っていてもその連絡先がわからなかつたりすることがある。そういう場合に全国どこからでも相談出来る消費生活相談窓口を案内するために消費者庁が創設した制度。TEL: 0570-064-370。